

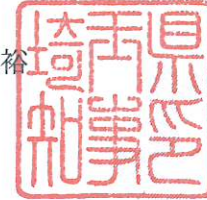
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県八潮市木曾根618番地1

氏名 株式会社大場組  
代表取締役 大場 智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 6月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 5月 31日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(\*)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上11種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】 廃プラスチック類(\*)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)、がれき類(\*) 以上7種類

【事業場②】 汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油、廃プラスチック類 (#1)（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、金属くず (#1)（廃乾電池及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず (#1)（水銀使用製品産業廃棄物に限る。） 以上5種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ  
施設等の所在地

【事業場①】 埼玉県八潮市大字木曾根字上563番1、563番3、563番4、563番5、564番1 以上5筆（面積1,394.37㎡）

【事業場②】 埼玉県八潮市大字木曾根字上616番地1、616番地3、619番地1、619番地3、619番地4、619番地5、619番地6、619番地7、620番地3 以上9筆（面積2,481.65㎡）

保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和60年 3月 6日	指令環第1761号	新規許可
平成17年 3月31日	指令廃指第3695号	変更許可（保管施設の追加、事業場①の拡大）
令和元年 7月 1日	指令産廃第243-1号	変更許可（「取り扱える」4種類の追加及び事業場②の追加）
令和 3年 6月 1日	指令越環第202号	更新許可
令和 5年11月27日	-	変更届（代表者）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
紙くず 以上1種類	7.4 m <sup>2</sup>	2.2 m (屋内)	8.80 m <sup>3</sup> (1.1m <sup>3</sup> フレコンバッグ <sup>®</sup> ×8個)
紙くず 以上1種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	8.30 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	19.8 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	24.80 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	19.8 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	24.80 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 以上1種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	8.30 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	7.9 m <sup>2</sup>	2.2 m (屋内)	8.80 m <sup>3</sup> (1.1m <sup>3</sup> フレコンバッグ <sup>®</sup> ×8個)
金属くず 以上1種類	19.8 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	24.80 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	9.7 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	12.10 m <sup>3</sup>
がれき類 以上1種類	9.7 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	12.10 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上2種類	48.8 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	56.90 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	16.0 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	19.90 m <sup>3</sup>
木くず 以上1種類	16.0 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	19.90 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上4種類	14.2 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	17.80 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類	39.5 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	46.10 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず(いずれも廃量に限る。) 以上4種類	20.0 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	32.00 m <sup>3</sup>
繊維くず(廃量に限る。) 以上1種類	20.0 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	32.00 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上3種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	8.30 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃タイヤに限る。) 以上1種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	8.30 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	20.0 m <sup>2</sup>	1.1 m (屋内)	15.40 m <sup>3</sup> (1.1m <sup>3</sup> フレコンバッグ <sup>®</sup> ×14個)



## 【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油 以上1種類	2.0 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.80 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×4個)
汚泥、金属くず (いずれも廃乾電池に限る。) 以上2種類	2.1 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.80 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×4個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。) 以上3種類	2.0 m <sup>2</sup>	1.2 m (屋内)	1.10 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×4個)

(以下余白)

